

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目 次

規則
介護保険法施行細則の一部を改正する規則(長寿社会課)……………
山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………



介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十二号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則(平成二十一年山口県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(その五)の表中

1	病院	2	診療所	3	薬局
1	病院	2	診療所	3	薬局
4	訪問看護ステーション				
管理栄養士	人				人

管理栄養士	人	人
栄養士	人	人
看護師	人	人

に改め、同様式(そ

の九)の表中「又は診療所」を削り、「~~診療所~~診療所」を「診療所」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十三号

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

山口県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記第十六号様式中

現 況	生活の状況の概要	1 施設入所(種類) 2 入院 3 在宅 4 その他()
	就労又は就学の状況	1 就労 2 特別支援学校 3 特別支援学級
を	年金管理者の有無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他() 2 無

平成二十一年三月三十一日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

次の添付書類中「年金受給権者」を「年金受給権者が県の区域外に住所を有する者である場合は、当該年金受給権者」に改め、回覧表中に「現況」欄、を「年金管理者の有無」欄、に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

年金管理者の有無	1 有	に改め、同様
	(1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 ()	
	2 無	